

入札監理小委員会
第654回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第654回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和4年4月15日（金）14：17～15：16

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

- 情報ネットワークシステム運用管理業務及びユーザ支援に関する業務
（国立研究開発法人産業技術総合研究所）

3. 入札結果等の報告

- 独立行政法人都市再生機構UR-NE Tの運用支援等に関する業務

4. 契約変更の報告

- 京都御苑の維持管理業務（環境省）

5. 閉会

<出席者>

（委員）

関野主査、小尾副主査、井熊専門委員、大山専門委員、柏木専門委員

（国立研究開発法人産業技術総合研究所）

セキュリティ・情報化推進部	横井部長
セキュリティ・情報化推進部 サイバーセキュリティ室	久保室長
	野沢主査
総務本部 経理部 調達管理室	佐藤室長
	木谷室長代理
総務本部 経理部 調達室	望月室長

（独立行政法人都市再生機構）

本社 総務部 情報システム推進課 村瀬課長
山本担当課長

（環境省）

自然環境局 京都御苑管理事務所 酒向所長
新井庶務科長
自然環境局 総務課 国民公園室 齋藤課長補佐

(事務局)

渡部事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、ただいまから第654回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、「情報ネットワークシステム運用管理業務及びユーザ支援に関する業務」の実施状況について、国立研究開発法人産業技術総合研究所セキュリティ・情報化推進部、横井部長より御説明をお願いしたいと思います。

○横井部長 産業技術総合研究所（産総研）の横井と申します。これより、情報ネットワークシステム運用管理業務及びユーザ支援に関する業務における民間競争入札事業の実施状況について、資料1に基づき御説明をさせていただきます。

まず、1.事業の概要、(1)の業務の内容でございますが、これは、つくばセンターを本部とし、全国11か所の研究拠点における弊所の情報ネットワークシステムの安定稼働、ユーザの円滑な情報ネットワークシステムの利用、情報セキュリティの向上を目的とした運用管理業務と、産総研の役職員等の対応窓口となるヘルプデスク業務やユーザ支援業務を行うものです。

(2)業務期間につきましては、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間。

受託事業者は、ネットワンシステムズ株式会社でございます。

めくっていただきまして2ページ目、(4)実施状況評価期間は、平成30年4月1日から令和4年3月31日までの4年間でございます。

(5)受託事業者決定の経緯でございますが、入札参加者(2者)から提出された調達における提案書、競争参加資格等、そういったものを審査した結果、産総研が定めた評価項目の要求要件を全て満たしていることを確認いたしました。入札価格につきましては、平成30年1月10日に開札した結果、予定価格の範囲内であり、総合評価落札方式によりネットワンシステムズ株式会社が落札者となりました。それに加え、暴力団に係る欠格事項に当たらないことを確認し、契約を締結いたしました。

以降、2.確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価につきましては、弊所、久保より御説明させていただきます。

○久保室長 産業技術総合研究所セキュリティ・情報化推進部サイバーセキュリティ室の久保と申します。よろしく申し上げます。

引き続き、資料1、2.確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価について御説明いたします。

評価事項、業務内容についてですが、実施要項の業務内容に示す運用業務について適切

に実施されることを求めています。こちらに関しては、年次・月次報告からも適切に実施されたことを確認しております。

次に、運用実績の評価についての部分となります。情報システム稼働率ですが、実施要項に示したシステムにおいて、業務時間内及び業務実施時間外においてそれぞれ目標稼働率を定めております。これについては目標の稼働率を達成しており、こちらもサービスの質を確保されております。

次に、3 ページ目に参ります。障害対応時間ですが、こちらは、通常業務時間内に発生した障害において時間内の対応を求める項目となっております。こちらに関しても目標の時間内に対応がされており、サービスの質は確保されております。

次に、作業遅延の件数となります。産総研担当者が示す所定の期日までに作業が完了しない件数を0件とする目標を定めております。こちらに関しては、所定の期日までに作業が完了しない件数は1件ございましたが、発生後は業務の改善が速やかに行われており、サービスの質は確保されてございます。

次に、ヘルプデスクの満足度となります。こちらは、年に1回の割合でヘルプデスク利用者に対してアンケートを実施し、「満足」、「ほぼ満足」、「普通」、「やや不満」、「不満」の5段階で採点し、これらの基準スコアを上回ることを求めています。こちらに関しては、平成30年度、令和元年度、令和2年度のいずれも基準スコア60点以上の目標は達成されております。

次に、4 ページに参ります。セキュリティ上の重大障害件数については0件であることを求めています。こちらに関しても発生しておらず、0件となっております。

次に、情報ネットワークシステム運用上の重大障害件数となっております。こちらは、業務に多大な影響が生じるような重大障害の件数が0件であることを求めています。こちらに関しても発生した重大件数は0件であり、サービスの質は達成されております。

次に、5 ページに参ります。ヘルプデスクに対する職員からの問合せの回答率となります。こちらは、利用者からの問合せについて時間内に回答することを求めています。こちらについても目標値を満たしており、サービスの質が確保されております。

次に、ウイルスの隔離の項目となります。本業務の対象となる情報ネットワークシステムで利用する機器において、ウイルス等に感染が発覚した場合、時間内にウイルスを隔離することを求めています。こちらについても目標値を達成しており、サービスの質は担保されております。

最後に、サービスレベルアグリーメントの締結の項目となります。こちらに関しては、今までに示したサービスレベルアグリーメント項目について締結を行い、達成することを求めています。こちらに関しても締結、達成が行われており、サービスの質は確保されております。

次に、3.の実施経費に関する状況及び評価となります。

まず、6ページとなりますが、経費削減効果ですが、実施経費は年額2億5,260万円となっております。市場化テスト実施前と実施後経費の比較ですが、実施前と比較して業務が追加されております。この追加業務に関する経費を算出したところ、追加経費は1億1,352万円となっております。これらを踏まえまして市場化テスト実施前と実施後を評価し、追加業務分の経費を差し引きますと、年間4,684万8,000円の削減がされており、経費削減効果があったと評価しております。

次に、4.の民間事業者からの改善提案による改善実施事項でございます。

まず1つ目として、セキュリティ強化があります。こちらは、受託事業者において、最新のセキュリティ動向の注視、新たな脆弱性情報や攻撃手法などの情報を収集し、リスクを把握するとともに、顕在化した場合の対策を事前に検討を行っております。また、政府機関等から提供される脅威情報について、原則として即日対応を行い、ログの確認及び通信のブロックを実施しております。この対応によってセキュリティ強化に寄与していると評価しております。

次に、利便性の向上となっております。産総研ではヘルプデスクの問合せが非常に多く、ユーザへの対応が遅くなることがございましたが、繁忙期の電話回線の増設、問合せフォームの改善、ヘルプデスクページにQ&Aを充実させ、ユーザの対応改善を図っております。これによりユーザの利便性の向上に寄与していると評価しております。

次に、ページ7となります。障害発生時の対応についての現地訓練を年に1回実施しており、各関係者への連絡訓練や対応フロー・対応手順等の再確認を実施しており、障害対応に関する訓練の成果を踏まえて毎年継続的に改善を行っております。また、産総研の業務システムの認証においては、セキュリティトークンが必須となっております。新規に入所したユーザやセキュリティトークンの故障等の場合に早急に対応する必要がございますが、全国11拠点にセキュリティトークンを遅滞なく提供する仕組みを確立し、サービスの質の向上を図っております。これに関しても運用の効率化に寄与していると評価しております。

次に、7ページ、5.の産業技術総合研究所で設置した外部有識者を含む評価委員会での意見についてでございます。

まず、(1)評価の部分になります。「入札における競争性の確保」、「確保されるべきサービスの質」、「経費削減効果」について目標の達成が認められる。また、民間事業者からの改善提案による改善実施事項についても、受託事業者によるリスクマネジメント及びサービスの質の向上に関する改善が認められるとの評価がございました。

次に、意見となります。「作業遅延」については、受託事業者の責によるものか、それとも受託事業者が予測できない不測の事態によるものかを精査した上で、作業遅延の該非を判定する必要がある。ヘルプデスク満足度に関するアンケートの調査結果については、利用者の評価に加え、アンケート対象者や回収率を踏まえた利用者評価を今後も継続的に実施し、さらなるサービスの質の向上やコスト削減の効果を期待するとの意見がございました。

次に、6.評価のまとめの部分でございます。本事業は市場化テストの対象として行っており、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に照らしまして整理しております。

まず、事業実施期間中に、受託事業者が業務の改善指示等を受けたことや法令違反行為はありませんでした。

次に、産業技術総合研究所においては、外部有識者を含めて構成された評価委員会を設置し、契約の点検・見直し等を行っているため、この枠組みの中で実施要件についてチェックを受ける体制を整備しております。

次に、入札に当たっては、広く競争性を確保できるよう、スケジュール、情報開示、参入促進等の工夫に取り組み、2者による応札がございました。

4番目ですが、既に前までの項目でお示しましたように、対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標を達成しております。

次、5番の経費についても、さきにお示しましたように、従来経費と今回の契約金額とを比較した場合、経費削減の点で効果を上げております。

8ページに参ります。以上の内容を踏まえまして、これまでにお示したとおり、指針に定める市場化テストを終了する基準を満たしており、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に定める市場化テストを終了する基準を満たしており、良好な実施結果が得られていることから、今後の事業については、市場化

テストを終了し、産総研の責任において行うこととし、引き続き公共サービスの質の維持向上及びコスト削減を図る努力をしまいにしたいと思います。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、事務局より、国立研究開発法人産業技術総合研究所情報ネットワークシステム運用管理業務及びユーザ支援に関する業務の事業評価（案）につきまして御説明させていただきます。

資料A-1、事業評価（案）を御覧ください。

事業の概要につきまして、先ほど実施機関より御説明がございましたので割愛いたしません。

事業評価につきまして、終了プロセスに移行することが適当であると考えます。以下、その理由を御説明いたします。

サービスの質につきましては、作業遅延が1件ございましたが、発生後の業務改善は速やかに行われ、サービスへの影響はございませんでしたので、サービスの質は確保されていると評価いたします。また、受託事業者はセキュリティの強化や利便性の向上等を図るなど、随時、改善提案がなされ、実施されております。

実施経費につきましては、従来経費と単純に比較しますと約6,700万円増加しております。しかしながら、実施経費には、従来事業に加えて、地域センター追加に伴う地域センター業務、ヘルプデスク業務、貸与PC・ソフトウェアの管理業務及び支援業務等が追加されるとともに、バックオフィスによる24時間365日のネットワーク及びサーバ系エンジニアによる運用保守サービスセキュリティ体制を整備したことにより、その経費約1億1,400万円が含まれております。すなわち、実施経費に1億1,400万円を差し引きますと約4,700万円の経費が削減されています。

評価のまとめになりますが、質につきましては、作業遅延が1件ございましたが、サービスに影響がございませんでしたことから、サービスの質は確保されており、適切に評価することができると思います。民間事業者の改善提案につきましては、利便性の向上やセキュリティ業務など、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が、業務の質の向上、事業目的や政策目標の達成に貢献したものと評価できます。経費につきましては、従来経費から追加業務分を控除して比較しますと25.2%の削減が認められ、一定の経費削減効果

があったと評価できると思います。競争性の確保につきましても、2者応札と複数応札となっております。

以上から、本事業について、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱの1の(1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えます。

市場化テスト終了後の事業実施につきましては、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえまして、国立研究開発法人産業技術総合研究所が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと思います。

それでは、ただいまの事業の実施状況及び評価(案)について、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

○柏木専門委員 御説明ありがとうございました。1点お伺いしたいのですけれども、アンケート調査、9ページ、別紙のところで、全体としては高い数字なのですけれども、「満足」のところを注目しますと、令和2年度が一番、「満足」の割合が減ってきています。その辺りは何かその傾向を捉えられていることがあれば教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○久保室長 御質問ありがとうございます。

3年目において満足度が下がっているのは御指摘のとおりでございます。こちらについて産総研で分析をしております。特に3年目に関しては、産総研でセキュリティ強化のため大幅なネットワーク改修が行われています。そのため利用方法が大幅に変わっていて、これにより問合せ件数が非常に増えております。大体、平成30年度、令和元年度に関しては約1万件の問合せ件数があったのに対し、令和2年度は1万6,000件の問合せ件数がありました。1.6倍の問合せ件数となることにより対応が多少遅くなるということにより、お問合せから回答までに要した時間について満足度が少々下がっていたと考えております。

○柏木専門委員 ありがとうございます。きちんと把握なさっているようなので安心いたしました。引き続きよろしくをお願いいたします。

○久保室長 ありがとうございます。

○大山専門委員 説明ありがとうございました。

2つあります。1つ目は、資料1の3ページです。作業遅延の件数のところですが、産総研の評価委員会でも同じような意見があったということで良かったと思っていますが、民間競争入札実施要綱の「2、(2)、エ」というのが手元にないので、中身を確認できてなくて恐縮なのですが、この遅延した理由、もともとの要求が難しかったのか、そこについてどう考えているかというのを教えていただきたいというのが1点目です。

それから2点目は、追加の経費のところですが、追加経費が6,672万円と4,680万円と書いてございます。これの積算根拠と、その妥当性についてどう考えているかというのを教えていただきたいと思います。

○久保室長 作業遅延の内訳でございます。こちらに関しては、本保守対応のシステムで、サポート切れ等の理由で更新が必要となるソフトウェアの調査依頼を行いました。これらについては期間内に調査が終わりまして、実際に事業者から報告が出てきたのですが、あるソフトウェアについて、バージョンアップに伴い一部機能が廃止され、同等の機能を有するソフトウェアの追加購入が必要となることを事業者が見落とししており、期限内に当該事案について報告されなかったと考えられたものです。なお、報告は遅延しましたが、その後、速やかな追加報告があり、産総研としては同等の機能のソフトウェアを、期間内に購入しましたのでサービス影響は発生しませんでした。まずこれが1件目となります。

2点目の費用に関する回答となります。まず、追加費用の最初の部分となる1番目に関してです。こちらに関しては、追加業務のための対応、まず、追加の費用については入札内訳書より追加費用の算出を行っております。①に関しては、追加業務のために、常駐の従事者として5名が増えています。増加人員の妥当性についても、現状、履行について人員の過不足もなく履行されており、人数についても妥当だと考えております。また、人員単価についても、追加された業務の内容によって人員単価は異なりますが、他の案件と比較しても妥当な範囲となっております。

次に、②に関してですが、こちらの内訳としては2つの業務があり、セキュリティのスキルを有する1名の従事者の追加、24時間365日の監視センターによる監視がでございます。まず、1名の従事者が追加においては、人月単価については、セキュリティ専門のスキルを考慮すると、こちらも妥当な金額となっております。次に、24時間365日の監視業務についてですが、こちらは受注者に設置されている監視センターによる24時間365日の監視を行っております。こちらについては、仮に別途同等の体制を設置すると考

えるとエンジニアを24時間体制3交代で監視するということが考えられますが、これと同等と考えますと、実際にエンジニアを3交代で監視させることと比べ、この監視の費用は3分の2の費用に収まっており、こちらも妥当だと考えております。

○大山専門委員 ありがとうございます。説明は何ったのですが、世の中で言う相場、ベンチマークをしたのでしょうか、というのが気になっており、自らこうだと思うからこの額が妥当だと言われても、それだけだと弱い感じがします。これは私の個人的な意見もありますので、ぜひそこは内部の評価委員会を含めて金額についてはお考えいただければと思います。特に24時間監視というのは、専門で監視しているわけではないと思いますので、幾つもの業務を同時並行で請け負うところがあるわけで、それによって費用も大きく変わってくる。この辺のところはぜひお考えいただくということが必要かと思えます。よろしく願いいたします。

○久保室長 承知いたしました。

○事務局 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、さきほどの大山先生のベンチマークの話がございましたけれども、今後の内部評価委員会で確認をするということで、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて終了とする方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○横井部長 ありがとうございました。

(産業技術総合研究所退室)

(都市再生機構入室)

○事務局 続きまして、「独立行政法人都市再生機構UR-NE Tの運用支援等に関する業務」の入札結果等について、独立行政法人都市再生機構総務部情報システム推進課、村瀬課長より御説明をお願いしたいと思います。

○村瀬課長 ただいま御紹介いただきました独立行政法人都市再生機構の総務部情報システム推進課で課長をしております村瀬と申します。よろしく願いいたします。

本日は、昨年度調達いたしました当機構のUR-NE Tの運用支援等に関する業務の入札結果等につきまして御説明させていただきます。

まず、業務概要でございますが、本業務は、機構職員等が利用しますメール・スケジューラ等のシステム、これをUR-NE Tと呼んでございますが、このシステムを安定的か

つ適切に稼働させるための運用業務並びにUR-NE Tのシステムを利用するための操作支援、各種問合せのために必要なヘルプデスク業務の調達となっております。

なお、本事業は2期目となっております。当初は令和4年4月から令和9年2月までの履行期間を予定してございましたが、契約に至らなかったため、履行開始を令和5年2月からとして、再度手続を進めていきたいと考えてございます。

入札経緯、今後の対応等につきまして、担当の山本から説明いたします。

○山本担当課長 それでは、山本のほうから御説明のほうをさせていただきます。

資料3の入札について、(1)に記載しておりますが、調達については、昨年11月18日に入札公告を行い、今年の2月3日に1回目の開札を実施しております。

(2)の入札結果に記載しておりますが、株式会社日立社会情報サービス1者からの応札がありました。2回の入札を実施しましたが、入札額が予定価格を超えていたため、落札者なしという結果となりました。

資料4の応札者及び事業者へのヒアリング結果に記載しておりますが、応札者及び参加しなかった事業者にヒアリングのほうを実施いたしました。応札に参加した事業者からのヒアリングの結果としては、業務内容を精査した上で入札金額を算定したもので、これ以上の減額は困難であるとのことでした。また、仕様書を受領した事業者で入札に参加してこなかった事業者にヒアリングを行ったところ、業務引継ぎ期間が1か月程度であったことから、4月からの品質を確保した業務を開始できないリスクがあるということで、最終的に参加を見送ったとのことでした。

本業務が契約に至らなかったことから、当面の対応としまして、資料5に記載しておりますが、現在稼働しているUR-NE Tシステムを構築した事業者と契約を行っております。業務に影響が発生しないよう暫定対応をしております。

今回の応札事業者及び参加に至らなかった事業者からのヒアリングの結果を受けて、本事業の再調達に向けた対応を検討した結果を6の再度調達に向けた対応についてに記載しております。

見直しの観点の1点目としては、(1)に記載のとおり、予定価格の見直しとなります。予定価格の工数については、現在稼働している新システムでの対応状況を踏まえて工数の見直しを進めていきたいと考えております。

また、見直し観点の2点目としては、複数事業者に参加いただくため、引継ぎ期間の延伸を行い、引継ぎ期間を3か月程度確保する方向で検討しております。

(3) 再度調達までのスケジュールに今後のスケジュール予定を記載しておりますが、再調達について御承認いただいた後、来年2月からの本業務開始に向け、10月末までに契約締結を目標に手続を進めていきたいと考えております。

○事務局 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたが、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。

○井熊専門委員 御説明ありがとうございました。再入札の条件というのは、今回入札しなかった事業者が入札参加できるということで、3か月ということであると思うのですが、ほかにもいろいろ諸条件あると思うのです。こういう引継ぎ期間以外の条件緩和等、そういう新しい事業者が出てくるような配慮というのはどのようなものがございませうか。

○山本担当課長 御質問ありがとうございます。

まず、仕様書の見直しに関しては、昨年度調達した際に条件緩和のほうをやっておりまして、今回ヒアリングした中でも、その他の仕様書の観点で参入障壁になるとかいった話は、まず話としてはありませんでした。ただ、今後調達していく中で、また意見等あれば積極的に取り入れていきたいとは考えております。

○井熊専門委員 あともう一つ、今回、予定価格を超過したのはどのぐらいでしょうか、もし差し障りなければ、かなり大きな超過なのか、僅かな超過なのか。

○山本担当課長 パーセントで言いますと〇〇〇%になります。

○井熊専門委員 新しい事業者が出てくるかどうか、あるいはそういう新しい事業者が参加するということを積極的に働きかけているかどうかということが、入札が成立する条件だと思いますので、どういう条件をそろえれば良いかということを十分に検討して御対応いただければと思います。

○山本担当課長 ありがとうございます。

○小尾副主査 御説明ありがとうございます。今回、不落で、当面の対応ということで構築事業者に運用支援を任せるとのことなのですが、今度新しいシステムは、事業者が変わっています。そういう意味で引継ぎが必要になってくるというふうに認識しているのですが、大丈夫なのでしょうか。そもそも時期は3か月、引継ぎを取るという話もしている中で、今、構築事業者はきちんと運用支援ができる状況にあるのかというのをまずは確認したいと思います。

○山本担当課長 御質問ありがとうございます。構築事業者のほうに関しては、従来、N

o t e s のほうを使っていたのですが、今回から新しい別のシステムに変わっておりまして、その運用が3月1日からリース開始という形で開始されております。構築事業者のほうではリースに向けて暫定運用支援、暫定ヘルプデスク業務というのをやっておりますので、システムの運用という面では問題なく対応しております。

○小尾副主査 システム移行も新しい事業者が実施していて、ある程度、運用支援はできるような体制はつくっているということなのですね。

○山本担当課長 はい、おっしゃるとおりです。

○小尾副主査 そうすると、逆に、なぜそこは応札してこなかったのでしょうか。実際、構築事業者が応札してくるとするのが最も可能性が高いかとも思うのですが、そこまでできていたにもかかわらず、ということは、引継ぎは3か月でなくてもできた可能性があるというふうに考えられるにもかかわらず応札をしなかった理由というのは、何かもつと根本的なところに理由があるのではないかと思います。

○山本担当課長 一応伺っているところによると、他案件との関係で本件に係る人員の確保が難しかったと聞いております。

○小尾副主査 人の都合ということですか。人の都合で応札しなかった。分かりました。次期のときには、できるだけ構築事業者も含めて複数の事業者が入れるような形の呼びかけというか、そういうのをやっていただくようお願いしたいと思います。

○山本担当課長 はい、ありがとうございます。

○関野主査 予定価格の見直しで旧システムのベースの工数を改めて新システムの工数に見直すとしていますが、当たり前だろうと思うのですが、普通は旧システムのほうが工数は増えているのではないですか。だから、新しいのは工数が減ると考えるのではないかと思います。間違いですか。新しい方が工数は増えるのでしょうか。

○山本担当課長 まず1つ、増える要素としては、先ほどお伝えしたように、N o t e s から違うシステムにそもそもシステムが変わったということがありまして、機能が増えている分等もありますので、その点については工数増の要因になると思っております。

○関野主査 ということは、その機能が増えたものの工数を見ていなかったということですか。

○山本担当課長 基本的にシステムの運用等共通している部分も従来と同じ考え方で積算していたのですが、今回、応札を受けて差分がありましたので、そこをより現行のシステムに応じて見直しをしていくという形を考えております。

○関野主査 構築された事業者には意見を聞かなかったのでしょうか。見積りを取った等、そういうことはないのですか。

○山本担当課長 基本的に、見積りのほうは取っておりませんでした。

○関野主査 ありがとうございます。

○大山専門委員 予定価格のつくり方なのですが、工数と、それから人月単価、会社によって違いますので、一応公示されているもの、割引率はまた別にベンチマークで調べるにしても、ほかで実績見るにしても、そういった中で今回はどこに一番大きな原因があったとお考えですか。というのは、先ほど、工数が増えるのではないかという、機能が増えたから工数が増えているだろうという話があるとすれば、工数を見積もるときのその妥当性をどうやって確保するのか、あるいはどうやって見積もるのか、総工数を見積もるのが良いのかというのを、コンサルをはじめとして第三者の意見を聞くとか、皆さんにとっては大事な点なので、その辺どういうふうを考えているのでしょうか。多分、人月は世の中に出ているので、こっちは割と分かりやすいかと思います。その意味では、今回は総工数の見積りが一番利いたかと思うのですけれど、その辺に対する工夫はこの先何かやっていたくようなこともお考えいただけますでしょうか。

○山本担当課長 御質問ありがとうございます。おっしゃるとおり、工数のところが主な要因だと認識しておりまして、今後、第三者の方の意見等を聞きながら進めていきたいと考えております。

○大山専門委員 よろしくお祈いします。構築事業者が入ってこないというのは、少なくとも引継ぎに係る費用がなくても、それでも応札しなかったということです。構築事業者にとってプラスなのに手を挙げてこないというのは、状況としてはあまり良い状態ではないということ認識した上で、この先うまく進めてください。お祈いします。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 予定価格のつくり方について、先ほどの指摘事項がございますので、御検討いただいて、事務局を通して各委員の先生に確認した後に手続を進めるようお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○関野主査 それでは、再度確認して各先生方に御確認をお願いしたいと思います。本日はありがとうございます。

○村瀬課長 ありがとうございます。

(都市再生機構退室)

(環境省入室)

○事務局 続きまして、「京都御苑の維持管理業務」の契約変更について、環境省自然環境局京都御苑管理事務所、新井庶務科長より御説明をお願いしたいと思います。

○新井庶務科長 今、紹介にあずかりました環境省京都御苑管理事務所庶務科長の新井と申します。

それでは、説明をさせていただきます。環境省京都御苑の維持管理業務につきまして、収益業務の変更契約について御説明させていただきます。資料に基づいて説明させていただきます。

1、概要につきまして、京都御苑維持管理業務につきましては、令和2年度からの3か年におきまして市場化テストを行っておりまして、以下の業務を行っております。1番目、京都御苑の維持管理全体のマネジメント業務、2つ目として京都御苑内の維持管理として、植生、清掃、巡視・利用指導と、あと広報案内といった業務を行っております。3番目としまして、売店・レストラン、駐車場等、収益施設の管理運営業務、この3つから業務が成り立っております。また、環境省では、「京都御苑施設整備基本計画」、令和3年4月からの10年間の計画に基づきまして、苑内の施設、庭園等の修復等を行っております。この計画の中で、京都御苑の魅力を磨き上げ、伝えていくための手法の一つといたしまして、近衛邸跡に休憩拠点を整備するということになっておりまして、ここにおいて軽飲食の提供を行うという予定になっているところです。この近衛邸跡休憩施設につきましては市場化テストの対象区域内に整備しましたが、市場化テストの枠組みとは別に新たな事業者を公募するというところで、昨年、御報告をさせていただいたところではございますが、これから御説明する事情によりまして、公募による事業者の募集を取りやめて、市場化テストの枠組みの一つとして、一般財団法人国民公園協会、今の受託者の方と変更契約を結びたいというものでございます。

変更契約を行う理由といたしまして、公募ではなく変更契約に今回させていただきたいという理由でございますが、今の事業者である国民公園協会以外の事業者にも事前にヒアリング等は行ってきたところではございますが、施設の面積、立地条件等の問題から採算が取れないというような意見もございまして、公募をかけた際に応募することに難色を示されたことがございまして、新たに国民公園協会以外の事業者を選定することが難しそう

というところでもございました。この場合、仮に公募による事業者を募集したとしても、国民公園協会しか手を挙げないということが予測されまして、仮に国民公園協会しか手を挙げなかった場合につきましては、市場化テストと今行っている京都御苑の維持管理業務を切り離して運営することになりますので、各業務の運営期間が異なってしまうこと、また、これに伴って業務が効率的でないということから、変更契約によることとしたいという判断をしたところではあります。公募ではなく市場化テストに組み入れて一体的に行うことによって、国民公園協会に委託している京都御苑の維持管理業務全体として、植生、清掃、施設の維持管理や広報、収益施設の運営といった全体のマネジメントも行っておりますので、これらの業務間の連絡調整を行っていることもあります。このことから、近衛邸跡の休憩施設の管理運営につきましても市場化テストの業務の範囲内に組み入れることで、効率的な業務ができるというふうに考えているところでございます。

変更契約を行えるという場合のスケジュールにつきましては、今月下旬に変更契約を行いまして、5月20日に施設のオープンを予定しておりますので、そのタイミングで軽飲食のほうを開始させていただきたいというところでございます。

施設の概要につきましては4番に示しているとおりでございます。

参考資料としまして、変更契約後の仕様書の部分、変更部分を赤字で示しているところがございます。変更箇所につきましては、近衛邸跡休憩所を追記しているものでございますが、一部、「レストランの運営」というふうに記載があったところにつきましては、近衛邸跡休憩所を追加することに伴いまして、表現を「飲食店」というふうに一部表現を変更しております。

○事務局 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたが、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。

○関野主査 最後に説明がございましたが、飲食店を中立売休憩所と富小路休憩所で実施しているという解釈ですと、運営日時のところ、月曜日は飲食店を近衛邸だけやらないということに読めますが、それでよろしいのでしょうか。

○新井庶務科長 御質問ありがとうございます。今回追加する近衛邸跡休憩所以外の施設につきましては従前からの運営形態は変えませんので、記載のとおり、月曜日を休日とするのは近衛邸跡休憩所ということになります。

○関野主査 それはなぜなのでしょう。

○新井庶務科長 御質問ありがとうございます。その点につきましては、ちょっと確認し

てまた回答させていただいてもよろしいでしょうか。

○関野主査 普通、飲食店なので、お弁当か何か作るのだらうと思うので、一番大きなところが月曜日にやっていなくて、小さなところが2か所やっているというのは不都合なのではないかと考えたのですけれど、もしかしたら私の考え違いかもしれませんので、よろしくをお願いします。

○新井庶務科長 はい、承知しました。また確認させていただきます。

○井熊専門委員 御説明ありがとうございます。収益が取れないというふうに難色を示したとかというお話がありますが、これは昨今のコロナとかの影響があるのですか。

○新井庶務科長 御質問ありがとうございます。具体的な事情につきましては詳細な回答はいただけてはいないところでありますが、11月下旬頃からオミクロン株とかの拡大もありましたので、そういった事情もあるのかというふうに推測はしております。

○井熊専門委員 そこは、理由のところをしっかり確認して記載したほうが良いかと思えます。最近のコロナの状況があるのであれば、今回のこの変更というのは恒久的な話ではなくて、昨今の状況を踏まえた対応であるということで、状況が変化すればまた新しい方式を考えるということを示唆することになるわけですから、最近の情勢を踏まえたものなのかどうかということは理由の中でしっかり記載した方がよろしいのではないかと思います。

○新井庶務科長 はい、承知いたしました。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 説明資料について、追記事項としまして、難色を示した理由としまして、昨今の情勢を踏まえた理由等あれば追記したほうがよいという御意見がありましたので、少しそこを修正して後日確認いただきたいと思えますので、修正のほうをお願いします。あと、休憩施設によって休日が異なる理由についてもまた御報告いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○新井庶務科長 はい、承知いたしました。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、本日の審議を踏まえまして、先ほどの2点の御意見がございましたので、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○新井庶務科長 どうもありがとうございました。

(環境省退室)

— 了 —